



「令和8年1月21日からの大雪に係る災害に関する特別相談窓口」 の開設店舗追加について

1. 相談窓口の開設

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕 以下商工中金）は、このたびの令和8年1月21日からの大雪に係る災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和8年1月21日から大雪に係る災害に関する特別相談窓口」を、2026年1月30日（金）より開設していましたが、今般の被害の状況を踏まえ、2026年2月3日（火）、新潟県の全営業店を追加し相談受付体制を拡充します。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗（下線部が今回追加した営業店舗です）

営業店名	住 所	電話番号
青森支店	青森県青森市長島 2-1-7	017-734-5411
八戸支店	青森県八戸市大字八日町 43-1	0178-45-8811
新潟支店	<u>新潟県新潟市中央区東大通 2-4-4</u>	<u>025-255-5111</u>
長岡支店	<u>新潟県長岡市城内町 1-2-10</u>	<u>0258-35-2121</u>

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和8年1月21日からの大雪に係る災害により、経営・資金繰り等に影響を受けた皆さまが必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 （ 据 置 期 間 ）	（1）設備資金20年（据置期間3年）以内 （2）運転資金10年（据置期間3年）以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。